

一般社団法人全国海岸協会海岸功労者表彰基準

平成28年 3月 3日

一般社団法人全国海岸協会海岸功労者表彰規程第2条の規定による表彰基準を次のとおり定める。

1. 海岸事業の推進及び施行等に関し、特に功績があった場合、次に該当する個人及び団体について表彰する。

(1) 海岸事業の推進

海岸事業の推進に関し、

- ア 個人にあつては、関係団体の役員として5年以上従事した者で海岸事業の実施及び推進に関し、顕著な功績があった場合。
- イ 団体にあつては、概ね10年以上、海岸協力団体に指定された団体（以下「協力団体」という。）は、5年以上にわたり海岸事業の実施及び推進等に協力し、又は特に困難な事業の実施に率先して協力し、地域内の合意形成に顕著な功績があった場合。

(2) 海岸の水防活動等

海岸の水防等の活動に関し、

- ア 団体として概ね10年以上、協力団体として5年以上にわたり当該地域の水防活動に従事し、非常浸水に際し、的確な水防作業を行い顕著な成績をあげ、水防思想の高揚、水防工法の普及等に活躍し、顕著な功績があった場合。
- イ 水防団員として15年以上勤務し、かつ、この間、水防団長または分団長の職に5年以上従事し、水防の発展及び水防活動に顕著な功績をあげ、災害防止の活動に顕著な功績があった場合。
- ウ 非常浸水に際し、危険を顧みず身を挺して人命救助、あるいは住民の生命財産の保護にあたり、顕著な成果をあげた場合。

(3) 海岸愛護

海岸愛護の活動に関し、概ね10年（協力団体は5年）以上（以下「多年」という。）にわたり地域住民に対する海岸愛護思想の普及又は海岸環境の美化保全の活動に尽力し、若しくは海岸維持管理に協力して、多大な成果をあげ、顕著な功績があった場合。

(4) 海岸の利用

海岸の利用に関し、多年にわたり海岸環境の保全及び海岸の適正の利用に多大な成果をあげ、顕著な成績があった場合。

(5) 本会の発展に尽力等

多年にわたり本会の事業の実施に積極的に協力し、本会の発展に功績があった場合。その他特に表彰を必要と認められた場合。

2. 海岸事業に関する調査及び研究につき、特に功績があった場合、次に該当する個人及び団体について表彰する。

(1) 海岸に関する調査

多年にわたり海岸に関する調査に従事し、相当の成果を上げ、他の模範となった場合。

(2) 海岸事業に関する研究

海岸に関する学術的な研究又は技術開発に従事し、海岸に関する計画手法の開発、施行法の発明・改良等に顕著な成果を上げた場合。

附則（平成28年3月3日）

この基準は、平成28年4月1日から施行する。